

許可番号

派 27 - 303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ 本社

事業所の所在地

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル8階・11階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 3年11月 1日

厚生労働大臣

後藤 茂之



許可番号

派 27-303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称 株式会社スリーエスコンサルタンツ 東日本支社

事業所の所在地 東京都江東区亀戸2丁目27番7号 FORECAST亀戸3階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 6年 2月 5日

厚生労働大臣

武見敬



許可番号

派 27-303769

許可年月日

平成 30年11月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ

住所

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号

事業所の名称

株式会社スリーエスコンサルタンツ 中日本支社

事業所の所在地

愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスク
エア15階

有効期間

令和 3年11月 1日から

令和 8年10月31日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 6年 2月 5日

厚生労働大臣

武見敬



労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、当社における労働者派遣事業に係る情報を以下に示します。

対象期間：令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

株式会社スリーエスコンサルタンツ

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 |
|--------|---|
| 本社 | 〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル8階、11階 |
| 東日本支社 | 〒136-0071 東京都江東区亀戸2丁目27番7号 FORECAST 亀戸 3階 |
| 中日本支社 | 〒450-6215 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号 ミッドランドスクエア 15階 |

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

| 事業所 | 派遣労働者数 | 派遣先事業所数 | ①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均額) | ②労働者派遣の賃金 (1日8時間あたりの平均額) | マージン率 (①-②)÷① |
|-------|--------|---------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|
| 本社 | 3人 | 2件 | 45,173円 | 28,196円 | 37.6% |
| 東日本支社 | 0人 | 0件 | 0円 | 0円 | 0% |
| 中日本支社 | 0人 | 0件 | 0円 | 0円 | 0% |

2. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（ 全ての派遣労働者 ）

当該労使協定の有効期間の終期（ 令和7年3月31日 ）

締結していない

3. 教育訓練に関する事項

新規採用者教育、守秘・情報セキュリティ研修、安全衛生教育、積算技術研修、パソコンスキルアップ研修、情報化施工研修、新技術（新工法）研修、設計便覧の要点解説、技術者倫理研修、リーダーシップ研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、有給休暇、定期健康診断